

# 製材技術向上育成振興事業実施要領

## 第1 趣旨

製材技術向上育成振興事業の実施にあたっては、新潟県補助金等交付規則及び新潟県林業関係補助金交付要綱（以下、「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## 第2 事業目的

本事業は、業界自らが積極的に木材需要拡大などに取り組むように促し、木材業、製材業の産業育成を図ることを目的とする。

## 第3 事業内容等

本事業の事業内容等は、別表のとおりとする。

## 第4 事業実施計画の作成・認定

- 1 木材業者及び製材業者、又はこれらの者で組織する団体の長（以下「事業主体」という。）は、事業実施計画を作成し、知事の認定を受けるものとする。
  - (1) 新潟県木材組合連合会（以下「連合会」という。）がこの事業を実施しようとするときは、事業実施計画書（別紙様式第1号）を作成し、これを知事に提出し、その認定を受けるものとする。
  - (2) 連合会以外の事業主体がこの事業を実施しようとするときは、事業主体の自主的意見や県地域機関の助言を得て、事業実施計画書（別紙様式第1号）を作成し、所管する地域振興局長若しくは新潟地域振興局津川地区振興事務所長（以下「局長等」という。）を経由して知事に提出し、その認定を受けるものとする。
- 2 知事は、1の事業実施計画の内容を審査し、適当と認められる事業について認定を行う。
- 3 2の規定により認定された事業実施計画の変更のうち、次に掲げる重要な変更については、1に準じて事業実施計画（変更）を作成し、認定を受けるものとする。
  - (1) 事業費の30%を超える増減

## 第5 事業の実施

- 1 事業主体は、第4に規定する事業実施計画に基づき、適正に事業を実施する。
- 2 交付決定前着手  
事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。  
ただし、やむを得ない事情により補助金交付決定前に着手する必要がある場合、事業主体は交付決定前着手届（別紙様式第2号）を連合会の場合は知事に、それ以外の事業主体の場合は局長等を経由して知事に提出することができる。  
この場合において対象事業として認定されないときは自力事業とする。
- 3 事業完了報告  
事業主体は、すべての事業が完了したときは、事業完了報告書（別紙様式第3号）を作成し、連合会の場合は知事に、それ以外の事業主体の場合は局長等を経由して知事に提出する。

## 第6 事業の推進体制

- 1 県は、事業の実施について、指導援助にあたる。
- 2 事業主体は、第2の事業目的の達成に努め、本事業を円滑化かつ効果的な実施に努める。

## 第7 その他

この要領に定めるものほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

- 附 則**
- この要領は、平成18年4月1日から適用する。
  - この要領は、平成20年4月1日から適用する。
  - この要領は、平成26年4月1日から適用する。
  - この要領は、平成27年4月1日から適用する。
  - この要領は、平成28年4月1日から適用する。
  - この要領は、平成29年4月1日から適用する。
  - この要領は、平成30年4月1日から適用する。
  - この要領は、平成31年4月1日から適用する。

## 別表

事業内容	補助対象経費	補助率	事業主体	事業期間	採択基準
事業実施計画に基づく、県産スギ製材品の品質向上に向けた製材技術研修会等の開催、JAS 認証取得に向けた木材乾燥技術や品質管理、格付等の資格取得に係る講習会等の受講	需用費、報償費、賃金、旅費、役務費、使用料及び賃借料	1 / 2 以内	木材業者及び製材業者、又はこれらの者で組織する団体	1 年	1 事業主体 県産スギ製材品の品質向上に取り組む事業者又は団体であること。 2 県産スギ製材品の品質管理の強化が図られること。

別紙様式第1号  
(〇〇経由)

番 年 月 日

新潟県知事 様

印

年度 製材技術向上育成振興事業実施計画書承認申請書

製材技術向上育成振興事業を実施したいので、製材技術向上育成振興事業実施要領第4の1の規定に基づき事業実施計画書を提出します。

記

- 1 事業実施計画書 別添のとおり  
(※ 新潟県林業関係補助金交付要綱 別記様式によること)

別紙様式第2号  
(〇〇経由)

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

印

年度 製材技術向上育成振興事業交付決定前着手届

製材技術向上育成振興事業を補助金交付決定前に着手したいので、対象事業として採択されない場合は、自力事業とすることを了承の上、関係書類を添えて届け出ます。

記

事業の内容	実施期間		経費の配分			備考
	予算 年月	完工 年月	総事 業費	負担区分		
				県	主体 その他 ( )	
計						

別紙様式第3号  
(〇〇経由)

番 号  
年 月 日

新潟県知事 様

印

年度 製材技術向上育成振興事業完了報告書

製材技術向上育成振興事業を完了したので、製材技術向上育成振興事業実施要領第5の3の規定に基づき事業完了報告書を提出します。

記

- 1 事業完了報告書 別添のとおり  
(※ 新潟県林業関係補助金交付要綱 別記様式によること)